一般社団法人 日本応用数理学会 選挙規程

平成 24 年 7 月 27 日 理事会 制定
平成 26 年 11 月 14 日 理事会 改正
平成 29 年 7 月 28 日 理事会 改正
令和 3 年 7 月 30 日 理事会 改正

第 1 条（目的）

この規程は，一般社団法人日本応用数理学会（以下，学会）の定款に規定される代表会員および役員候補者の選挙についての手続きを定めるものである．

第 2 条（代表会員および役員候補者）

この規程で定める選挙は，以下の者を選出する．

（1）代表会員
（2）役員候補者
（3）会長・副会長候補者

２．役員候補者には以下の種別がある．

（1）理事候補者
（2）監事候補者

３．会長・副会長候補者には以下の種別がある．

（1）会長候補者
（2）副会長候補者

第 3 条（選挙管理委員会の設置）

選挙を運営するために，選挙管理委員会を設置する．選挙管理委員会は 3 名の選挙管理委員から構成される．選挙管理委員は，理事会が指名し，会長が任命する．同一の法人あるいはそれと同等の組織に所属するものは同時に選挙管理委員になることができない．

２．選挙管理委員会は，理事会と独立して運営する．

３．選挙管理委員会は，互選により選挙管理委員長を選出する．

４．選挙管理委員に事故があるとき，あるいは第 8 条第 4 項の定めにより解任されたとき，新しい選挙管理委員を任命するものとする．ただし，委員が 2 名以上いれば選挙を継続することができる．

５．選挙管理委員会は，必要に応じて学会事務局の協力を得ることができる．

第 4 条（選挙権）

代表会員，役員候補者および会長・副会長候補者は，正会員の直接選挙により選出する．選挙権者は公示の日の前月の末日において正会員である者であり，一人一票とする．ただし，

会費細則第 4 条第 3 項の適用を受ける者は選挙権者から除く．

第 5 条（被選挙権）

代表会員における被選挙権者は，以下の条件を満たす選挙権者とする．

（1）立候補の届け出期限時点で，会費の滞納がないこと．

２．役員候補者および会長・副会長候補者の選挙における被選挙権者は，以下の条件をすべて満たす選挙権者とする．

（1）立候補の届け出期限時点で，正会員として通算 3 年度以上学会に在籍していること．

（2）立候補の届け出期限時点で，会費の滞納がないこと．

第 6 条（定数）

理事会は，定款の定めに従い，代表会員，役員候補者および会長・副会長候補者の各種別の定数および補欠数を決定する．選挙管理委員会は，代表会員、役員候補者および会長・副会長候補者の各種別の定数と，現在の代表会員および役員の任期を確認し，改選定数を決定する．

第 7 条（選挙の公示）

選挙管理委員会は，立候補の届け出期限の 2 週間以上前に，選挙の公示を行う．

第 8 条（立候補）

第 5 条で定める被選挙権者は，指定された期日までに選挙管理委員会に立候補を届けることにより，立候補者となる．立候補者は，代表会員，役員候補者，あるいはその両方のいずれかを選択して立候補しなければならない．立候補者は，役員候補者に立候補する場合，理事候補者，監事候補者のいずれかを選択して立候補しなければならない．会長・副会長候補者に立候補する場合，会長候補者，副会長候補者のいずれかを選択して立候補しなければならない．また会長・副会長候補者は，任期が 1 年以上残っている理事か，理事候補者でなければならない．

２．立候補者は，立候補の際，推薦者を付けることができる．

３．立候補および推薦の様式は別に定める．

４．選挙管理委員が立候補した場合，その委員は選挙管理委員の任を解かれる．

第 9 条（投票の告示）

選挙管理委員会は，投票の期日の 4 週間以上前に，すべての選挙権者に立候補者リスト，投票の方法および期日を通知する．

第 10 条（投票）

投票は，所定の方法により期日までに行われなければならない．
２．投票は無記名とする．
３．再投票は不可とする．

第 11 条（無効票）
以下のいずれかに該当する投票は無効とする．
(1) 所定の期日までに行われなかった投票.
(2) 所定の方法によらない投票.
(3) 投票の内容の確認が困難なもの.
(4) その他，選挙管理委員会が無効と認めたもの.

第 12 条（開票）
選挙管理委員会は，投票の期日の経過後速やかに開票を行う．

第 13 条（投票の成立）
選挙は，選挙権者数の六分の一以上の有効投票をもって成立する．

第 14 条（当選）
代表会員、役員候補者および会長・副会長候補者の各種別につき，可とする票の多いものから順に定数までを当選とする．票数が同数となった場合は，学会への入会日の早いものを優先する．
２．当選しなかったものを，可とする票の多いものから順に，補欠として定めることができる．票数が同数となった場合は，学会への入会日の早いものを優先する．

第 15 条（開票結果の報告）
選挙管理委員会は，開票の結果を理事会および総会に報告する．

第 16 条（補欠選挙）
代表会員，理事，監事のいずれかが，定款に定める最小限の員数に満たなくなり，かつ，次回の選挙まで 6 か月以上あるとき，原則として補欠選挙を実施する．

第 17 条（書類の保存）
選挙管理委員会は，立候補届，推薦書および投票用紙を 3 年間保存する．

第 18 条（改廃）
本規程の改廃は理事会の決議により実施する．